

医 政 第 342 号 - 3
令和 5 年 12 月 11 日

各病院長 様

静岡県健康福祉部長

医療機能情報提供制度実施要領の一部改正について（通知）

日頃から本県の健康福祉行政に格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

このことについて、別添のとおり、厚生労働省医政局長から通知がありましたので、お知らせします。

今般、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号）が本年 5 月 19 日に公布され、令和 6 年 4 月 1 日より施行されます（一部は令和 7 年 4 月 1 日施行）。

これに伴い、「医療機能情報提供制度実施要領について」（平成 19 年 3 月 30 日付け医政発第 0330013 号厚生労働省医政局長通知）の別添「医療機能情報提供制度実施要領」が別添のとおり改正されましたので、お知らせします。

担 当 医療局医療政策課医務班
電話番号 054-221-2417